

求 人 票

施設概要	フリガナ 施設名	イリョウホジシンセンカイ カワグチコウキョウソウコウビョウイン 医療法人新青会 川口工業総合病院			フリガナ 代表者名	ハバ トシヤ 馬場 俊也		
	所在地	〒332-0031 埼玉県川口市青木1-18-15			TEL 048-252-4873 FAX 048-252-4865 URL http://www.kogyohsp.gr.jp/			
	書類提出先	〒332-0031 埼玉県川口市青木1-18-15			TEL FAX URL			
	求人担当	部 署	総務課		担当者名	採用担当		
	経営母体	医療法人新青会						
	施設種別	病院 199床（一般急性期）						
	診療科目	一般内科・循環器内科・神経内科・消化器内科・呼吸器内科・外科・アレルギー科・整形外科・リウマチ科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科・救急部						
	職 員 数	医 師	35名		看護師	195名		診療放射線技師
理学療法士		27名		作業療法士	0名		言語聴覚士	2名
ソーシャルワーカー		0名		社会福祉士	4名		総職員数	444名
採用条件等	募 集 職 種		募 集 人 数		就 業 体 制	平 日： 8:30 ～ 17:00		
	理 学 療 法 士		2名			土 曜： 8:30 ～ 13:15		
	作 業 療 法 士		1名					
	言 語 聴 覚 士		0名		休 日	週休2日制（交代）・日曜・祝日・第3土曜日 開院記念日（6月第一週土曜日） 夏季（3日間）・年末年始（6日間）		
	既 卒 採 用		○可 ・ 不可					
	賃 金	※平成26年度実績	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士		言 語 聴 覚 士	加入保険等	
		基 本 給	190,900	190,900	190,900	健康保険・厚生年金 雇用保険・労災保険		
		調整手当	19,090	19,090	19,090			
		特別手当	5,000	5,000	5,000	労働組合 無		
		住宅手当	27,000(賃貸)	27,000(賃貸)	27,000(賃貸)	宿 舎 (有・○無)		
合 計		241,990	241,990	241,990	入寮 (可・○不可)			
賞 与		2回/年（基本：2.8ヶ月）			昇 給	年5%（平成28年度実績）		
選考方法	応募書類	履歴書 ・ 卒業見込証明書 ・ 成績証明書 をご郵送ください。						
	受付期間							
	選考方法	筆 記						
		面 接	有り					
日 程 等	日 時	9月26日（月）・27日（火）			交 通	埼玉高速鉄道線川口元郷駅 徒歩5分		
	場 所	川口工業総合病院						
備考	(その他、勤務条件など) 随時見学も受付しております。 事前にお電話又はHPからご予約をお願い致します。							

自己申告書

平成29年8月12日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 医療法人新青会川口工業総合病院

事業所所在地 埼玉県川口市青木1-18-15

代表者名 理事長 馬場 俊也



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

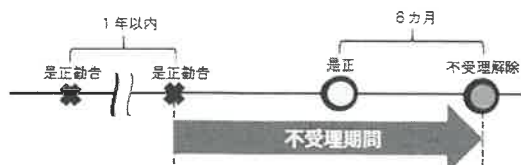
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

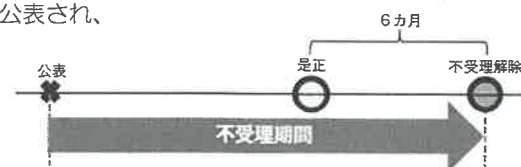
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



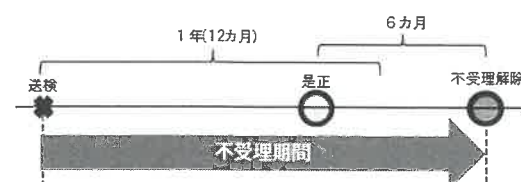
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

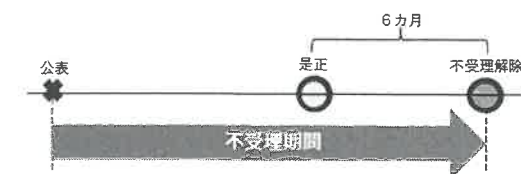
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。